

# 山梨県公報

号外第十八号

令和六年

五月十七日

金 曜 日

## 目次

### 規 則

○山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一

## 規 則

### 山梨県規則第三十号

山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年五月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例施行規則(令和六年山梨県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定は、同年五月二十日から施行する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(経過措置による利用の許可)

2 条例附則第四項の許可は、第二条に規定する電磁的記録の提供があったときに行われたものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番